

令和6年度実施（令和6年8月採用）
あま市任期付（短時間勤務）職員
【徴収指導員】採用試験実施要項



愛知県あま市役所
市長公室人事秘書課

あま市の概要

平成22年3月22日に七宝町、美和町、甚目寺町が合併し、愛知県内37番目の市として誕生しました。

あま市は愛知県西部に位置し、ほぼ全域が海拔ゼロメートル地帯であり、市域は東西に約7.9キロメートル、南北に約7.8キロメートルで面積は27.49平方キロメートルの人口89,045人（令和3年4月1日現在）です。

近年は名古屋市のベッドタウンとして発展し、名古屋駅から公共交通機関で約15分という立地条件にありながら、田園風景と住宅地との調和がとれた緑豊かなまちを形成し、萱津神社や尾張四観音寺の甚目寺観音など神社仏閣や文化財も多く残されています。

主な産業としては、伝統的工芸品の七宝焼の産地としても有名であり、（「見て」、「触れて」、「学んで」、「体験できる」総合施設七宝焼アートヴィレッジがあります。）国内生産量では日本一の塗装用、料理用など刷毛づくり産地でもあります。農業は水稻や野菜（ミズナ、越津ネギ）等の栽培が中心です。



七宝焼



刷毛



市内の風景



令和5年5月新庁舎開庁

（あま市七宝町沖之島地内）

あま市人材育成基本プランにおける求められる職員像

■ 市民と共創し、信頼される職員 「共創力」

まちづくりには市民やボランティア、各種団体など様々な活動主体との連携が必要であり、こうした方々とともに考え行動し、市民から行政のプロとして信頼される職員

■ 改革や改善にチャレンジし、成し遂げる職員 「チャレンジ・行動力」

市民のために、前例踏襲にとらわれず、新しい柔軟な発想で、課題解決に挑戦する積極性と行動力をもった職員

■ コスト意識など経営感覚を備えた職員 「経営感覚力」

最小の経費で最大の効果を上げる質の高いサービス提供を常に模索し、長期的・広角的視点で判断し、行動する職員

■ 人権尊重の精神を貫き職務を遂行する職員 「人権意識力」

自らの人権意識を高め、すべての人々の人権が守られ、差別や偏見のない明るく住みよい社会を築くため職務を遂行する職員



あま市の花 ゆり



あま市の木 はなみずき

募集の概要

1 職種・受験資格等

(1) 職種及び採用予定人数

<任期付短時間勤務職員>

職 種	採用予定 人 数	職 務 内 容
徴収指導員	1 人	・滞納処分業務の円滑な遂行のための支援 ・徴収職員の資質向上を図るための助言・指導 ・収納率向上を図るための提案及び職員に対する指導

(2) 任期

【徴収指導員】 令和6年8月1日から令和9年7月31日まで（3か年）

(3) 受験資格

次のアからウまでのいずれかの条件を満たす者

ア 税理士又は税理士となる資格を有しており、税の滞納処分に関する実務経験を10年以上有する者

イ 行政機関における税務行政の実務経験を20年以上有する者

ウ 預貯金取扱金融機関又は債権管理回収業務に関する特別措置法第3条の規定に基づく法務大臣の許可を受けた債権回収会社で統括責任者又は債権管理担当として債権回収業務の実務経験を10年以上有しており、債権回収に関して裁判所の手続業務で支払督促や少額訴訟手続の実務経験を有する者

【実務経験について】

- (1) 「実務経験」には、正規の会社員や公務員としての経験のほか、アルバイト、パートタイマーとしての経験や、財団法人、社団法人、NPO法人等にて従事した経験も含まれます。
- (2) 「〇年以上」とは、当該団体において1週間当たり29時間以上の勤務（休憩時間を除く。）を1年以上継続した年数であるものとします。
- (3) 職務経験が複数ある場合は通算し、同一期間内に複数の職務の従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限りません。
- (4) 連続した1月以上の休業期間（労働基準法第65条に基づく産前産後の休業を除く。）は、職務経験から除きます。
- (5) 同じ企業・団体等の勤務・活動の中に1月以上の休業期間がある場合、休業期間前後の勤務・活動は継続するものとします。

※ 年数等の計算方法

- (1) 年数は、勤務を開始した日（起算日）から翌年の起算日に当たる日の前日までを1年として計算します。

（例）令和3年4月1日～令和4年3月31日 ⇒ 1年

令和元年6月16日～令和4年6月15日 ⇒ 3年

- (2) 月数は、起算日から翌月の起算日に当たる前日までを1月として計算します。

（例）令和元年7月10日～令和4年3月9日 ⇒ 3年8月

- (3) 月数を計算し、残りの日数が30日に満たない場合はその日数を切り捨て、30日になる場合はその日数を1月に切り上げて計算します。

（例）令和元年10月30日～令和4年5月23日 → 2年6月24日 ⇒ 2年6月

平成30年8月2日～令和4年5月31日 → 3年9月30日 ⇒ 3年10月

- (4) 1年未満の職務経験は、受験資格として算入できません。

（例）令和3年8月1日～令和4年6月30日 → 11月 ⇒ 0年

【欠格事項】

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者（永住者又は特別永住者を除く(注)。）
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれかに該当する者
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② あま市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 永住者又は特別永住者の者であっても公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

2 受験申込

(1) 申込方法

あま市役所市長公室人事秘書課人事係に持参していただくか、郵送により申込みしてください。

(2) 受付期間

令和6年5月7日（火）から5月17日（金）まで
（郵送の場合は、令和6年5月17日（金）までの消印有効）

3 受験手続

(1) 提出書類

- ① あま市エントリーシート 1通
- ② 写真 2枚（6か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きの縦4センチ×横3センチの大きさ）
※ 1枚はエントリーシートに貼付し、1枚は裏面に氏名を記入して提出してください。
- ③ 最終学校の卒業証書の写し又は卒業（見込）証明書
※ エントリーシートは、ウェブサイトからダウンロードできます。
また、人事秘書課窓口でも配布しています。

(2) 提出時の注意事項

- ① 郵送により提出する場合は、封筒に朱書きで「**任期付職員採用試験エントリーシート**」と記載し、簡易書留など確実な方法で送付してください。
- ② 提出された書類は返却しません。
- ③ エントリーシートの審査後に受験票を郵送しますが、試験日3日前になっても受験票が届かない場合は問い合わせしてください。

4 試験の方法

書類審査及び面接試験

5 面接試験日及び試験会場

(1) 試験日

令和6年6月11日（火）

(2) 試験会場

あま市役所

(3) その他

時間等の詳細は、受験者に個別に通知します。

6 合格者の発表

令和6年6月下旬までに受験者全員に郵送により合否の通知をします。

7 合格から採用まで

合格者には、資格要件を証する証明書等を提出していただきます。

なお、資格要件を満たしていることが確認できない場合や提出されたエントリーシート又は面接時の口述事項について相違ある事実が判明した場合には、合格を取り消すことがあります。

8 勤務条件

(1) 給与

給料月額、学歴、職歴等に応じて一定の基準により決定しますので、個人によって異なることがあります。

手当については、地域手当や期末・勤勉手当のほか、所定の基準に従い、通勤手当や時間外勤務手当などが支給されます。

なお、任期中の昇給はありませんが、給与条例の改正等があった場合には、その規定による支給となります。

(令和6年4月1日現在の基準で算定した場合)

職 種	週の勤務 時間	給与（月額） （給料+地域手当）	期末・勤勉手当（6月・12月の合計）	
			1年目 <small>（8月採用の場合、12月支給のみ）</small>	2年目以降
徴収指導員	23時間15分 勤務の場合	約119,000円～ 約178,000円	約173,000円～ 約276,000円	約536,000円～ 約856,000円

※ 期末・勤勉手当の額は、条例に定める在職期間割合によって1年目と2年目以降の支給額が異なることがあります。

(2) 勤務時間、休暇

1週間当たりの勤務時間は31時間以内とし、1日当たりの勤務時間は原則午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分以内となります。

有給休暇として、年次有給休暇のほか、病気休暇、特別休暇が付与されます。

(3) 退職手当

退職手当は支給されません。

9 共済制度

勤務条件により、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の被保険者となります。

10 災害補償

公務又は通勤により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、労働者災害補償保険法又はあま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例により補償します。

11 その他

日本国籍を有しない方（永住者又は特別永住者に限る。）も受験することができます。ただし、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

また、職員採用試験を通じて収集した受験者の個人情報、職員採用試験及び職員として採用された後の人事管理に係る事務に利用することを目的とし、それ以外の目的に利用することはありません。

なお、任期付（短時間勤務）職員の採用は、任期の定めのない職員の採用とは無関係であり、この他の職員採用の際に優先されるものではありません。

12 問い合わせ

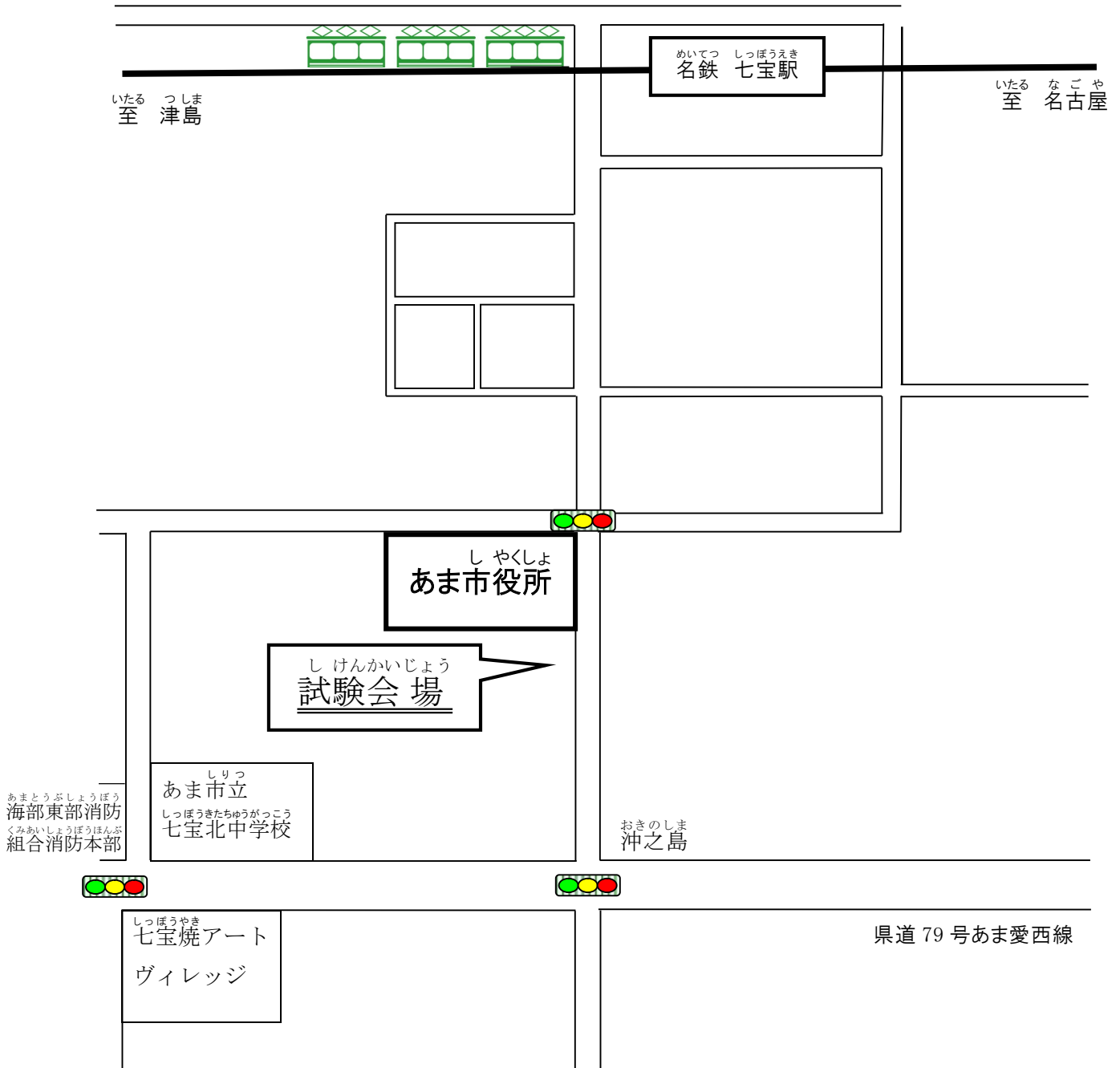
あま市役所市長公室人事秘書課人事係

〒497-8602

あま市七宝町沖之島深坪1番地

電話 052-444-1713

しけんかいじょう しやくしよ あんないず
試験会場(あま市役所)案内図



※ しけんかいじょう めいてつしっぽうえき なんなんせい やく い
試験会場は、名鉄七宝駅より 南南西へ 約1km行ったところにあります。